

議第65号

令和4年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 5,220,000	千円 △ 163,193	千円 5,056,807
	1 営業収益	4,563,860	△ 22,827	4,541,033
	2 営業外収益	656,140	△ 140,366	515,774

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,397,880	千円 △ 111,934	千円 4,285,946
	1 営業費用	4,244,621	△ 68,707	4,175,914
	2 営業外費用	153,259	△ 43,227	110,032

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,193,840千円は、減債積立金 582,708千円、建設改良積立金 1,523,398千円、過年度分損益勘定留保資金 2,793,825千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 293,909千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,369,600	千円 △ 452,683	千円 1,916,917
	1 企業債	2,176,000	△ 451,000	1,725,000

	2 補助金	96,833	△ 4,333	92,500
	3 出資金	96,767	△ 30	96,737
	4 諸収入	—	2,680	2,680

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 7,703,125	千円 △ 592,368	千円 7,110,757
	1 建設改良費	7,053,981	△ 586,268	6,467,713
	2 企業債償還金	604,262	△ 6,431	597,831
	3 固定資産購入費	44,882	△ 7,328	37,554
	4 補助金返還金	—	7,659	7,659

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
水道用水改良事業費	千円 1,615,000	千円 1,164,000
計	2,176,000	1,725,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 485,759	千円 △ 744	千円 485,015
交 際 費	25	△ 15	10

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造